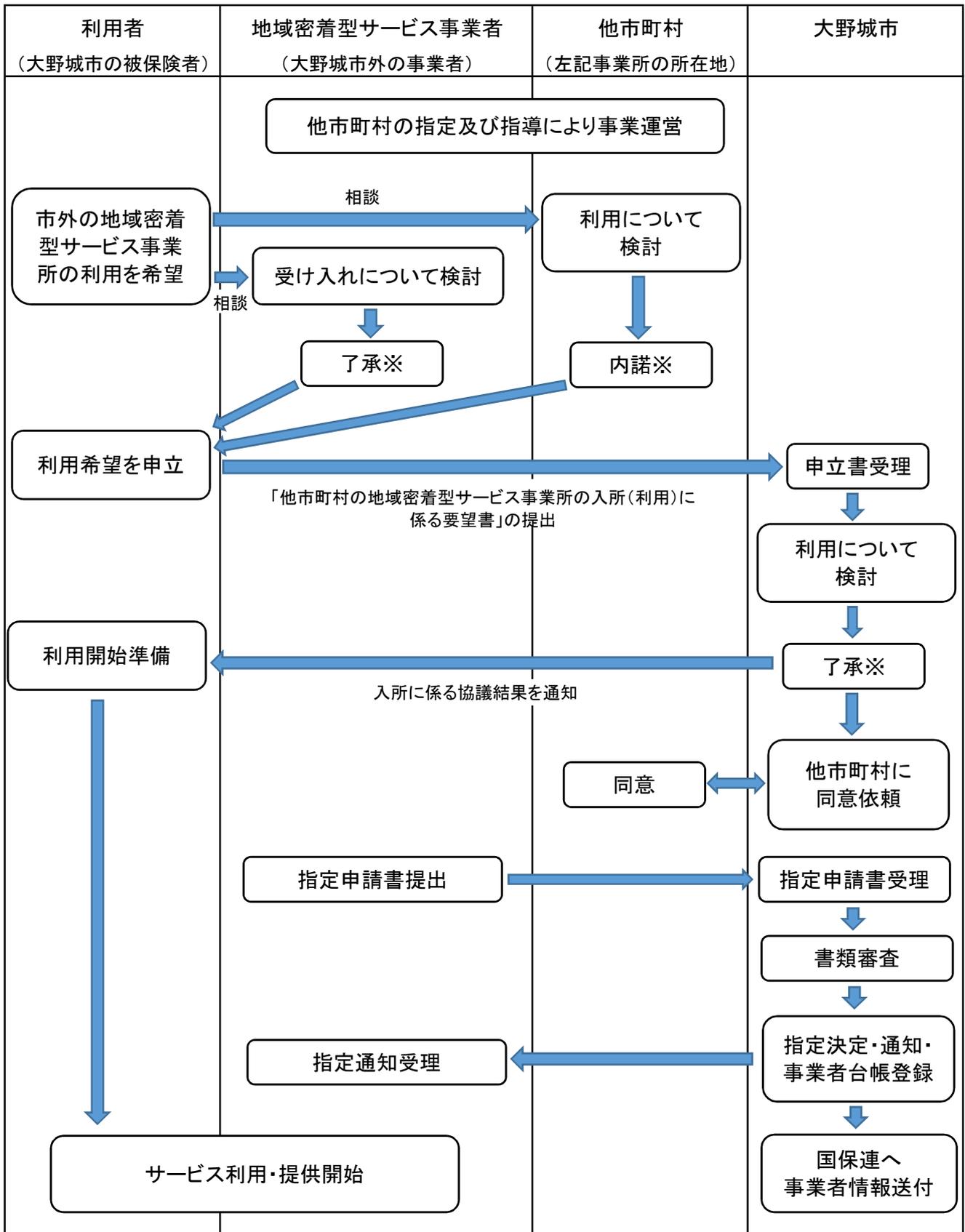


他市町村地域密着型サービス事業者指定事務フロー（大野城市民用）

※大野城市民が他市町村の地域密着型サービスを利用する場合



※の項目について、了承や内諾が得られない場合は、事業所の利用はできません。
 また、他市町村の内諾については、大野城市宛とは別に、書面での申立が必要な場合があります。
 必要な手続については、該当する他市町村に直接確認してください。